

日本年金機構からのお知らせ

電子申請にて資格喪失のお手続きをいただく際の健康保険被保険者証について

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/70歳以上被用者不該当届」を届出いただく際には健康保険被保険者証（以下、「健康保険証」という。）の添付が必要です。なお、電子申請にて届出いただいた場合は同時提出ができない為、回収できた健康保険証から速やかに郵送いただくようお願いいたします。

郵送の際には、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、健康保険証等と併せて送付してください。また、**郵送中に封筒が破れないよう、健康保険被保険者証を紙に包むなどご配慮をお願いいたします。**

※ 高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額認定書が交付されている場合は、健康保険証と併せてご郵送ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がった場合の厚生年金保険等標準報酬月額の特例改定の対象が拡大となり、令和3年8月から12月に報酬の低下があった方も対象となりました。月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し、**令和4年2月28日（必着）**までに管轄の年金事務所に申請してください。

特例の詳しい要件や内容については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

届書作成プログラムをご利用中の方へ

申請する前に届書作成プログラムのバージョンが最新であることの確認をお願いいたします。

最新版のダウンロードと更入手順は日本年金機構HP（下記QRコード）をご参照ください。

現在の最新版は、令和3年7月9日に掲載した届書作成プログラム（Ver24.02）ですので、届書作成プログラム（Ver.24.01以前）をご利用のお客様は、最新版の届書作成プログラムへの更新をお願い致します。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



新たに入社された方へ、国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください

就職したことにより、国民年金第1号被保険者が厚生年金保険に加入となった場合、国民年金保険料の口座振替は停止となりますが、厚生年金保険の加入手続きの時期によっては、就職した月以降の国民年金保険料が引き落とされる場合があります。

なお、「国民年金保険料 口座振替辞退申出書」を速やかにご提出いただくことで、口座引き落としを停止できる場合があります。新たに入社・厚生年金保険に加入される方に対し、お手続きの周知にご協力をお願いいたします。

年金委員を募集しています

年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、他の従業員が知りたい年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。『職域型』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

※年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の事業について、**会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う役割を担っている者**で、令和2年度末現在、全国で約11万7千人の方々にご活躍いただいています。

年金委員は、定期的にお知らせを受け取ったり、委員限定の研修会に参加することができます。

この機会にぜひ年金委員への登録をご検討いただき、必要な手続きは、日本年金機構ホームページやお近くの年金事務所にてご確認ください。



日本年金機構

Japan Pension Service

◆ 予約による年金相談を行っております

年金事務所では現在、「**年金相談の予約制**」を推進しております。この取り組みにより、お客様をお待たせすることなく年金相談を行うことができます。また、年金事務所は年金相談に来られる方の相談内容を事前に把握することにより、必要な準備を行い、お客様に対してより丁寧な相談対応が可能となります。年金相談にお越しになれる方は、事前に年金事務所へお電話でご予約いただくことをお勧めいたします。

◆ 年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

- 平日（休日明けを除く） 8：30～17：15
- 月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00
⇒10月4日、11日、18日、25日
- 週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00
⇒10月9日

令和3年10月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※山口県内の各年金事務所・**防府年金相談センター**（山口年金事務所管理）では、**窓口の一部**を**予約制**にしています。

予約の申し込みは「**予約受付専用電話**」へ！！ **0570-05-4890**
 予約受付専用電話に繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。 ・山口年金事務所（予約 ☎ 083-922-5660）

◆ 出張相談所開設のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に各年金事務所にご確認ください。

日	時	会 場	管轄年金事務所
10月21日（木）	10:00～16:00	【予約制】 菊川総合支所 ☎083-287-4002	下関年金事務所 (☎083-222-5587)
10月28日（木）	10:00～16:00	【予約制】 豊北総合支所 ☎083-782-1922	
10月7日（木）	10:00～16:00	【予約制】 平生町商工会	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
10月13日（水）	9:30～15:30	【予約制】 光市役所	
10月27日（水）	9:30～15:30	【予約制】 下松市役所	
10月13日（水）	9:30～15:30	【予約制】 美祢市民会館	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
10月14日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
10月19日（火）	10:00～16:00	【予約制】 周防大島町久賀総合センター	
10月28日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
10月14日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	
10月20日（水）	10:00～12:00	【予約制】 萩市役所須佐総合事務所	
10月28日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	

出張年金相談は、【**予約制**】となっていますので、事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。
 なお、下関年金事務所管内の出張相談の予約については、各総合支所へ電話で予約をお願いします。
 ※相談にお越しの際は、**年金証書**、**振込通知書**、**年金手帳**や**健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書**（**運転免許証**等）が必要です。